|  |
| --- |
| **介護福祉士実務者研修養成施設運営基準等に係る自己点検票**施設名：　　　　　　　点検日：　　　年　　月　　　日　　点検者　　　　　　　　 |
| 　　 |  |  |  |
| 法　　 ：社会福祉士及び介護福祉士法　施　行　令: 社会福祉及び介護福祉士法施行令指定規則 : 社会福祉及び介護福祉士養成施設指定規則運営指針 : 社会福祉養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針（厚生労働省通知） |  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **事****項** | **点　検　項　目** | **根　拠　法　令　等** | **適****・****否** |
| Ⅰ　教員等に関する事項 | ・指定規則第7条の2関係の「別表第５」に定める教育の内容を指導するために必要な数の教員を有し、かつ、指定規則第7条の2第１号ハの別表第二に掲げる学生の総定員の区分に応じた専任教員数以上の専任教員がおりますか。* + ・教員の数は指定規則別表第５に基づき編成された各科目を担当するのに適当な数となっていますか。
	+ ・一人以上の専任教員が配置されておりますか。

・専任教員は、一の養成施設（一の養成施設に二以上の課程がある場合は、一の課程とする。）に限り、専任教員となっていますか。 | **指定規則第7条の2第1号ハ**別表第５に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二の上欄に掲げる学生の総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。**別表２****運営指針　別添2-Ⅱ-7(1)**教員の数は、養成施設指定規則別表第５に基づき編成された各科目を担当するのに適当な数であること。**運営指針　別添2-Ⅱ-7(2)イ****イ 専任教員**養成施設指定規則第7 条の２第１号ハ（同条第２号ロを含む。）の専任教員については、教育する内容について、相当の学識経験を有する者又は実践的な能力を有する者として実務者学校が認めたものであること。**指定規則第7条の2第2号ロ【通信課程のみ】**別表第5に定める教育内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、一人以上の専任教員を有すること。 | **適****□****・否****□****適****□****・****否****□****適****□****・****否****□** |
| **事****項** | **点　検　項　目** | **根　拠　法　令　等** | **適****・否** |
| Ⅰ　教員等に関する事項事項 | **【教務に関する主任者】**・専任教員のうち1人は、教務に関する主任者とし、専任教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う実務者研修教員講習会修了者等であって、かつ、指定規則第7条の2第1号及び同条の2第2号に掲げる者のいずれかとなっていますか。 　　**点　検　項　目** | **指定規則第7条の2第1号ホ、第7条の2第2号ハ**専任教員のうち１人は、教務に関する主任者とし、専任教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であって厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ届け出られたものを修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者(次号ハにおいて「実務者研修教員講習会修了者等」という。)であって、かつ、次に掲げる者のいずれかであること。(１)介護福祉士の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者(２)学校教育法に基づく大学(大学院及び短期大学を含む。)又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、別表第4の介護の領域に区分される教育内容に関し教授する資格を有する者(３)学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は法第40条第2項第4号に規定する高等学校等の教員として、別表第4の介護の領域に区分される教育内容に関し3年以上の経験を有する者(４)法第40条第2項第5号に規定する学校又は同号に規定する養成施設の教員と して、別表第4の2に定める介護の基本Ⅰ若しくはⅡ、コミュニケーション技術、生活支援技術Ⅰ若しくはⅡ又は介護過程ⅠからⅢまでのいずれかの科目の教育に関し5年以上の経験を有する者(５)法附則第2条第1項各号に規定する高等学校等(以下「特例高等学校等」とい う。)の教員として、別表第4の介護の領域に区分される教育内容に関し5年以上の経験を有する者**運営指針　別添2-Ⅱ-7(2)ア**ア 教務に関する主任者実務者研修教員講習会修了者等であって、かつ、養成施設指定規則第７条の２第１号ホ（１）から（５）（同条第２号ハを含む。）のいずれかに該当する者であること。なお、同号ホの「その他その者と同等以上の知識及び技能を修得していると認められる者」には、介護教員講習会を修了した者、実務者研修教員講習会における講師を含むものとすること。　　**根　拠　法　令　等**　　 | **適****□****・否****□****適****・否****適****・****否** |
| Ⅰ　教員等に関する事項 | 【**介護課程Ⅲを指導する教員**】・介護課程Ⅲを指導する教員は、指定規則第7条の2第1号ホの(1)から(5)までのいずれかに該当する者であって、かつ、第**5**条第14号ロに規定する講習会を修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者を置く必要がありますので、確認してください。 | **指定規則第7条の2第1号へ**介護過程Ⅲを教授する教員は、同条の2第1号ホの(1)から(5)までのいずれかに該当する者であって、かつ、第５条第14号ロに規定する講習会を修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者を置くこと。**運営指針　別添2-Ⅱ-7(2)ウ**ウ 介護過程Ⅲ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　介護福祉士実習指導者講習修了者等であって、かつ、新養成施設指定規則第７条の２第１号ホ（１）から（５）(同条第２号ハを含む。）のいずれかに該当する者であること。なお、同号ヘ(同条第２号イにおいて準用する場合を含む。）の「その他その者と同等以上の知識及び技能を修得していると認められる者」には、介護教員講習会、実務者研修教員講習会又は介護技術講習に係る主任指導者養成講習若しくは指導者養成講習を修了した者を含むものとすること。 | **適****□****・否****□** |
|  | 【**医療的ケアを教授する教員**】・医療的ケアを教授する教員は、医療的ケア教員講習会修了者等であって、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する教員がおりますか。  | **指定規則第7条の2第1号ト**医療的ケアを教授する教員は、医療的ケア教員講習会修了者等であって、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。**運営指針Ⅱ-7(2)エ**エ 医療的ケア新養成施設指定規則第７条の２第１号ト(同条第２号イにおいて準用する場合を含む。）の基準を満たす必要があること。なお、同号トの「医療的ケア教員講習会修了者等」の扱いについては、Ⅰの７の（４）と同様であること。 |  |
| **事****項** | **点　検　項　目** | **根　拠　法　令　等** | **適****・****否** |
| **Ⅱ****教育に関する事項** | **【教育に関する事項**】・教育の内容は、指定規則別表第５に定めるもの以上であり運営指針別表５の内容以上となっていますか。・指定規則別表第５に定める科目には、別表５に定める当該教育内容に係る「教育に含むべき事項」が全て含まれており、かつ、当該教育内容に係る「到達目標」が達成されるものとなっていますか。・各科目ごとに修得度の評価を行っていますか。・評価はレポート、紙上演習、小テストなど、適切な方法により行っていますか。・各科目について評価を行う場合に、到達目標に達していないと判断される場合には、課題の再提出及び再評価を行っていますか。 | **指定規則第7条の2第1号ロ**教育の内容は、別表第５に定めるもの以上であること。**運営指針　別添2-Ⅱ-8(1)**養成施設指定規則別表第５に定める教育内容は別表５の内容以上であること。**運営指針　別添2-Ⅱ-8(2)**養成施設指定規則別表第５に定める科目には、別表５に定める当該教育内容に係る「教育に含むべき事項」が全て含まれており、かつ、当該教育内容に係る「到達目標」が達成されるものであること。**運営指針　別添2-Ⅱ-8(6)**各科目ごとに修得度の評価を行うこと。評価はレポート、紙上演習、小テストなど、適切な方法により行うこと。また、各科目について、評価を行う場合に、到達目標に達していないと判断される場合には、課題の再提出及び再評価を行うこと。 | **適****□****・否****□****適****□****・否****□****適****□****・否****□****適****□****・否****□** |
| **Ⅱ****教育に関する事項**事項 | ・印刷教材の内容として、下記の内容によるものとなっておりますか。（１）正確及び公正であって、かつ、配列、分量、区分及び図表が適切であること。（２）統計その他の資料が新しく、かつ、信頼できるものであること。（３）自学自習についての便宜が適切に図られていること。・通信指導及び添削指導について、下記の方法によるものですか。（１）通信指導は、計画的に行うこと（２）添削指導は、別表第五の科目の欄に定める各科目（面接授業により行う科目を除く。）について一回以上行うこと年、添削に当たっては、採点、講評及び学習上の注意等を記入すること。　　　　　 　点　　検　　項　　目 | **指定規則第7条の2第2号ニ【通信課程のみ】**印刷教材は、別表第五の科目の欄に定める各科目について、同表の時間数の欄に定める時間数以上の学習を必要とするものであって、適切な内容であること。**指定規則第7条の2第2号ホ【通信課程のみ】**印刷教材による授業における指導は、通信指導及び添削指導とすること**運営指針Ⅱ-8(3)【通信課程のみ】**通信課程における教育方法としては、大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）等に規定する印刷教材等による授業、放送授業、面接授業、メディアを利用して行う授業等が想定されること。--　　　　　　　根　拠　法　令　等 | **適****□****・否****□****適****□****・否****□**適・否 |
|  | **【医療的ケア・基本研修】**・医療的ケアの講義の時間数は、休憩時間を除いた実時間で50 時間以上となっていますか。・医療的ケアの演習については、医療的ケアの種類に応じて、それぞれ次の回数以上の演習を実施していますか　。(ア) 喀痰吸引（１）口腔 ５回以上（２）鼻腔 ５回以上（３）気管カニューレ内部 ５回以上（イ）経管栄養　（１）胃ろう又は腸ろう ５回以上　（２）経鼻経管栄養 ５回以上・救急蘇生法演習についても１回以上実施しておりますか。・基本研修を修了した学生等に対して、様式５による基本研修修了証明書を交付しておりますか。 | **運営指針Ⅱ-9（2）**新養成施設指定規則別表第５備考２に規定する講義の時間数及び演習並びに同表備考３に規定する実地研修の回数及び条件については、法第40 条第２項第１号から第３号までに規定する養成施設における取扱いと同様であること。併せて、以下の点に留意すること。(略)各養成施設においては、実地研修を修了した学生等に対して、様式５による実地研修修了証明書を交付すること。**運営指針Ⅰ-9の2(1)**基本研修（新養成施設指定規則別表第４備考２又は別表第５備考２に規定する講義及び演習をいう。以下同じ。）に関する事項ア 講義に関する事項講義の時間数は、休憩時間を除いた実時間で50 時間以上とすること。イ 演習に関する事項医療的ケアの演習については、医療的ケアの種類に応じて、それぞれ次の回数以上の演習を実施すること。併せて、救急蘇生法演習についても１回以上実施すること。　(ア) 喀痰吸引　　１）口腔 ５回以上　　２）鼻腔 ５回以上　　３）気管カニューレ内部 ５回以上（イ）経管栄養　　１）胃ろう又は腸ろう ５回以上　　２）経鼻経管栄養 ５回以上 | **適****□****・否****□****適****□****・否****□****適****□****・否****□****適****□****・否****□****適****□****・否****□** |
| **Ⅲ　学生等に関する****事項****項****目** | ・養成施設の入学（入所）志願者については、可能な限り入学（入所）を認めるよう、特段の配慮をしていますか。 | **運営指針　別添2-Ⅱ-6(1)**入所志願者については、可能な限り入所を認めるよう、特段の配慮をすること。 | **適****□****否****□** |
| ・生徒の出席状況は出席簿等の書類により、確実に把握していますか。 | **運営指針　別添2-Ⅱ-6(2)**生徒の出席状況は、出席簿等の書類により、確実に把握すること。 | **適****□****否****□** |
| 点　　検　　項　　目 | 根　拠　法　令　等 | **適****・否** |
| Ⅲ学生等に関する事項 | ・指定規則別表第５に基づき編成された各科目の出席時間数が指定規則に定める時間数の３分の２に満たない者については、当該科目の履修の認定をしない扱いとなっていますか。（学則明記）・入学（入所）、卒業、成績、出席状況等生徒に関する書類が確実に保存されていますか。 | **運営指針　別添2-Ⅱ-6(3)**養成施設指定規則別表第５に基づき編成された各科目の出席時間数が新学校指定規則別表第４の第２に定める時間数の３分の２に満たない者については、当該科目の履修の認定をしないこと。また、学則にその旨が明記されていること。**運営指針　別添2-Ⅱ-6(5)**入所、卒業、成績、出席状況等生徒に関する書類が確実に保存されていること**。** | **適****□****・否****□**適・否 |
| **Ⅳ学則**に**関****する****事項**事項 | ・学則には、少なくとも次に掲げる「ア」～「タ」の事項が明示されておりますか。ア　設置目的イ　名称ウ　位置エ　修業年限オ　生徒定員、学級数カ　養成課程、履修方法キ　学年、学期、休業日ク　入所時期ケ　入所資格コ　入所者の選考サ　入所手続シ　退学、休学、復学、卒業ス　学習の評価及び課程修了の認定セ　入所検定料、入所料、授業料、実習費等ソ　教職員の組織タ　賞罰※「ス」について学則において指定規則別表第５に基づき編成された各科目の出席時間数が指定規則に定める時間数の３分の２に満たない者については、当該科目の履修の認定をしない扱いとなっていますか。　**点　　検　　項　　目** | **運営指針　別添1-５及び運営指針別添２-Ⅱ-５**学則には少なくとも次に掲げる諸事項が明示されていること。ア　設置目的イ　名称ウ　位置エ　修業年限オ　生徒定員、学級数カ　養成課程、履修方法キ　学年、学期、休業日ク　入所時期ケ　入所資格コ　入所者の選考サ　入所手続シ　退学、休学、復学、卒業ス　学習の評価及び課程修了の認定セ　入所検定料、入所料、授業料、実習費等ソ　教職員の組織タ　賞罰**※「ス」関係****運営指針　別添2-Ⅱ‐6‐⑶**養成施設指定規則別表第５に基づき編成された各科目の出席時間数が新学校指定規則別表第４の第２に定める時間数の３分の２に満たない者については、当該科目の履修の認定をしないこと。また、学則にその旨が明記されていること。**根　拠　法　令　等** | **適□****・****否****□****適****□****・否****□**適・否 |
| **Ⅴ****施設設備等に関する事項** | 【教室】・教室は同時に授業を行う学級の数に応じて必要な数を有していますか。・面接授業の実施期間において、同時に授業を行う学級数に応じて必要な数の教室を有していますか。**【参考：教育用機械器具及び模型】**・教育上必要な機械器具及び模型について、次のものを整備するとともに、その時々の新しい介護ニーズに応じた教育用機械器具等の充実に努めていますか。 | **指定規則第7条の2第1号リ**同時に授業を行う学級の数に応じ、必要な数の教室を有すること。**指定規則第7条の2第2号チ【通信課程のみ】**面接授業の実施期間において同時に授業を行う学級数に応じ必要な数の教室を有すること。**指定規則第７条の２第１号ヌ**【参考】運営指針別添２－１―２（10）　教育上必要な機械器具、模型、図書その他の設備を有するとともにその時々の新しい介護ニーズに応じた教育機械器具の充実に努める | **適****□****・否****□****適****□****・否****□** |
| **Ⅴ　施設設備等に関する事項** |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **品名** | **数量** | **備考** |
| **実習用モデル人形** | **２** | **体位変換、清拭等介護実習に適したもの** |
| **人体骨格模型** | **１** |  |
| **成人用ベッド** | **学生等5人に1** | **ギャッチベッドを含む。手すりを備えたもの。** |
| **移動用リフト** | **１** | **床走行式固定式据置式のいずれも可する。** |
| **スライディングボード又はスライディングマット** | **適当数** |  |
| **車いす** | **1** | **学生５人につき** |
| **簡易浴槽** | **１** | **移動が可能で浴槽が硬質のもの。** |
| **ストレッチャー** | **２** |  |
| **排せつ用具** | **適当数** | **ポータブルトイレ尿器。** |
| **歩行補助つえ** | **適当数** |  |
| **盲人安全つえ** | **適当数** | **普通用携帯用を揃える** |
| **視聴覚機器** | **適当数** | **テレビ、ビデオ、OHP、****プロジェクター等。** |
| **障害者用調理器具障害者用食器** | **適当数** |  |
| **和式布団一式** | **１** |  |
| **吸引装置一式** | **適当数** |  |
| **経管栄養用具** | **適当数** |  |
| **処理台又はワゴン** | **適当数** |  |
| **吸引訓練モデル** | **適当数** |  |
| **経管栄養訓練モデル** | **適当数** |  |
| **心肺蘇生訓練用財一式** | **適当数** |  |
| **人体解剖模型** | **1** | **全体模型とし分解数は問わない** |

 |  | **適****□****・否****□** |
|  | **点 検 項 目** | **根 拠 法 令 等** | **適****・否** |
| **Ⅶ　変更の承認又は届出を要する事項** | **変更申請**・主務省令で定める事項を変更しようとするときは福島県知事に申請しその承認を受けていますか。【承認事項】

|  |  |
| --- | --- |
| 申請が必要な事項 | 申請書提出期限 |
| 修業年限 | 変更を行おうとする日の３ヶ月前 |
| 養成課程 | 変更を行おうとする日の３ヶ月前 |
| 入学定員（増） | 変更を行おうとする日の３ヶ月前 |
| 入学定員（減） | 変更を行おうとする日の３ヶ月前 |
| 学級数 | 変更を行おうとする日の３ヶ月前 |
| 校舎の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図 | 変更を行おうとする日の３ヶ月前 |

 | **施行令第4条第1項**養成施設等の指定を受けた学校又は養成施設(以下「指定養成施設等」という。)の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、主務大臣(養成施設の指定を受けた養成施設の設置者にあつては、その所在地を管轄する都道府県知事。次項、次条及び第八条において同じ。)に申請し、その承認を受けなければならない。**指定規則第9条第1項**令第四条第一項(令第九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める事項は、前条第一項第五号に掲げる事項(修業年限、養成課程、入学定員及び学級数に関する事項に限る。)、同条第一項第八号に掲げる事項又は同条第四項第一号若しくは第二号に掲げる事項とする。**運営指針Ⅱ-3**法第40 条第２項第１号から第３号までに規定する養成施設における取扱いに準ずることとするが、設置・変更に係る届出期限は、設置・変更日の９か月前まで（当該学校が法第40 条第２項第１号から第４号までの規定に基づく学校、養成施設、高等学校又は中等教育学校の指定を受けている場合における設置に係る届出期限については、設置日の８か月前まで）の提出でよいこと。運営指針Ⅱ-4法第40 条第２項第１号から第３号までに規定する学校における取扱いに準ずることとするが、開始・変更に係る届出期限は、開始・変更日の３か月前までの提出でよいこと。 | **適□****否****□** |
|  | 　　　　　　　　点　　検　　項　　目 | 　　　根　拠　法　令　等 | **適****・否** |
| **事****項** | **変更の届出**・主務省令で定める事項を変更しようとするときは、福島県知事に届出を行っていますか。【届出事項】

|  |  |
| --- | --- |
| 届出が必要な事項 | 届出提出期限 |
| 設置者の名称及び主たる事務所の所在地 | 変更があった日から1か月以内 |
| 名称 | 変更があった日から1か月以内 |
| 位置 | 変更があった日から1か月以内 |
| 学則(修業年限、養成課程、入所定員及び学級数に関する事項を除く | 変更があった日から1か月以内 |
| 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別（専任教員に関する事項に限る。 | 変更があった日から1か月以内 |
| 実習施設及び実習指導者 | 変更があった日から1か月以内 |
| 面接授業の実施期間における講義室及び演習室の使用について当該施設の設置者の承諾書 | 変更があった日から1か月以内 |
| 課程修了の認定の方法 | 変更があった日から1か月以内 |

 | **施行令第4条第2項**指定養成施設等の設置者は、主務省令で定める事項に変更があつたときは、その日から1月以内に主務大臣に届け出なければならない。**指定規則第9条第2項**令第４条第２項(令第９条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める事項は、前条第１項第１号から第３号までに掲げる事項、同項第５号に掲げる事項(修業年限、養成課程、入所定員及び学級数に関する事項を除く。)、同項第７号に掲げる事項(専任教員に関する事項に限る。)、同項第10号イ若しくはロに掲げる実習施設等若しくは市町村若しくは介護実習施設等に関する事項、同号ハに掲げる他の養成施設等に関する事項又は同条第４項第３号若しくは第４号に掲げる事項とする。 |  |
| Ⅳ変更の承認又は届出を要する事項事　項 | ・令第5条の報告は、毎学年度開始後２月以内に、主務省令で定める事項を主務大臣（福島県知事）に確実かつ遅滞なく行っていますか。 　点　　検　　項　　目 | **施行令第5条**指定養成施設等の設置者は、毎学年度開始後２月以内に、主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。**指定規則第10条**令第５条（令第９条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める事項は、次のとおりとする。一　当該学年度の学年別生徒数ニ　前学年度における教育実施状況の概要三　前学年度における教員及び実習指導者の異動（実習指導者の異動については法第７条第２号若しくは第３号若しくは第40第2項第1号から第3号までに規定する養成施設に限る。）四　前学年度の卒業者数**運営指針　別添２-Ⅱ-11**法第40 条第２項第１号から第３号までに規定する学校における取扱いに準ずること**運営指針　別添２-Ⅰ-11(4)**令第5条の報告は確実かつ遅滞なく行うこと　　　根　拠　法　令　等 | **適****□****・否****□**適・否適・否 |
| Ⅶ情報開示に関する事項 | **情報の開示**・別表4に定める内容（介護実習及び卒業者の進路に関する情報は除く。）以上の情報を開示していますか。 | **運営指針　別添２-Ⅱ-10**法第40 条第２項第１号から第３号までに規定する養成施設における取扱いに準ずること。ただし、実務者研修の場合には介護実習に関する科目は存在せず、また、実務者研修の性格に鑑みると、学生等の多くは現に就業中であることが想定されることから、介護実習及び卒業者の進路に関する情報については、情報開示の対象外とすること。**運営指針　別添２-Ⅰ-10(1)**開示すべき情報の内容は、別表4に定める内容以上であること。 | 適□否□ |
| Ⅶ情報開示に関する事項 | ・情報の開示に当たっては、インターネットや学生等募集用パンフレット等において広く閲覧の用に供していますか。なお、インターネットにより開示した情報は定期的に更新していますか。 | **運営指針　別添２-Ⅱ-10**法第40 条第２項第１号から第３号までに規定する養成施設における取扱いに準ずること。ただし、実務者研修の場合には介護実習に関する科目は存在せず、また、実務者研修の性格に鑑みると、学生等の多くは現に就業中であることが想定されることから、介護実習及び卒業者の進路に関する情報については、情報開示の対象外とすること。**運営指針　別添２-Ⅰ-10(2)****情**報の開示を行うに当たっては、インターネットや学生等募集用パンフレット等において広く閲覧の用に供すること。なお、インターネットにより開示した情報は定期的に更新すること。 | 適□否□ |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **【参考】****介護福祉士実務者研修課程****別表第五****（指定規則第七条の二関係）** |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 科目 | 時間数 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 人間の尊厳と自立 | 五 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 社会の理解Ⅰ | 五 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 社会の理解Ⅱ | 三〇 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 介護の基本Ⅰ | 一〇 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 介護の基本Ⅱ | 二〇 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| コミュニケーション技術 | 二〇 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 生活支援技術Ⅰ | 二〇 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 生活支援技術Ⅱ | 三〇 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 介護過程Ⅰ | 二〇 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 介護過程Ⅱ | 二五 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 介護過程Ⅲ | 四五 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| こころとからだのしくみⅠ | 二〇 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| こころとからだのしくみⅡ | 六〇 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 発達と老化の理解Ⅰ | 一〇 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 発達と老化の理解Ⅱ | 二〇 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 認知症の理解Ⅰ | 一〇 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 認知症の理解Ⅱ | 二〇 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 障害の理解Ⅰ | 一〇 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 障害の理解Ⅱ | 二〇 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 医療的ケア | 五〇 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合計 | 四五〇 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 備考　 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 一　介護過程Ⅲについては、面接授業により行うものとする。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 二　医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とし、演習は面接授業とするものとする。 |  |
| 三　前号の演習を修了した者に対しては、可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行うよう努めるものとする。 |  |  |  |  |
| 四　第二号養成施設における教育の内容に相当するものと認められる研修であつてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものにおいて既に履修したものと認められる科目については、その科目の履修を免除することができる。 |